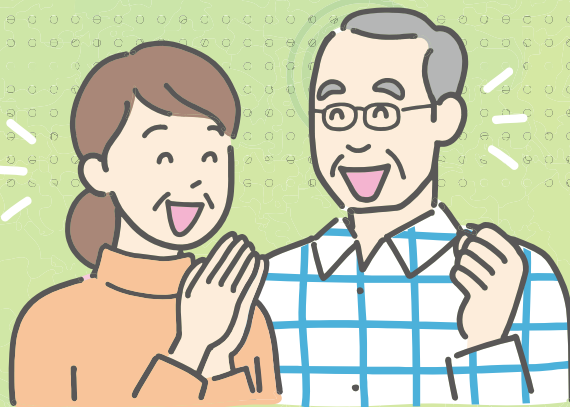


# 補聴器の購入費の一部を 助成します

50歳～74歳の中等度難聴の方対象

補聴器で  
聞こえる喜びと  
豊かな毎日を



聴力が低下してお困りの中高年の方へ補聴器の購入費の一部を助成します。  
補聴器の装用によりコミュニケーション能力、日常生活の質の向上を図り、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させます。

## 対象者

申請時に長岡市内にお住まいの  
**50歳以上74歳以下**の方で、  
下記の(1)・(2)全てに該当する方

- (1)両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上の方、または補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると医師が判断した方
- (2)聴力の低下が、聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない程度である方

※過去に本事業の助成を受けた方は、前回の交付日から5年間は申請できません。

## 助成額

補聴器購入費の**2分の1**の額  
(上限25,000円)

- ※補聴器本体の購入について行うものとし、修理、部品の交換、調整等の費用及び附属品の単体での購入は、助成の対象となりません。
- ※助成は予算の範囲内で行います。
- ※両耳の補聴器を購入される場合でも、助成額は変わりません。(2分の1の額(上限25,000円))

## 申請方法

**事前申請**  
(購入後に申請することはできません)

詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ | 長岡市 長寿はつらつ課 地域包括ケア係

電話：0258-39-2268 FAX：0258-39-2603 所在地：〒940-0084 長岡市幸町2-1-1 6階  
<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate06/hearing-aid.html>



# 手続きの流れ

## 1 申請書類の入手

申請書類を、市窓口もしくは市ホームページから入手します。

- 「長岡市難聴者補聴器購入費助成申請書」（以下、助成申請書）
- 「長岡市難聴者補聴器購入費助成医師意見書」（以下、医師意見書）



### 【申請書類の入手、提出はこちらの窓口へ】

- ①さいわいプラザ 長寿はつらつ課 長岡市幸町2-1-1
- ②アオーレ長岡 福祉窓口 長岡市大手通1-4-10
- ③各支所 地域振興・市民生活課（市民生活課）

受付時間 ①③平日 8:30～17:15 ②平日 8:30～17:15、土日祝 9:00～17:00

- 長岡市ホームページ <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate06/hearing-aid.html>



## 2 「医師意見書」の準備

医療機関(耳鼻科等)を受診し、申請の対象となるか相談します。  
対象となる場合は「医師意見書」の作成を医師に依頼します。

※身体障害者福祉法の規定により都道府県知事が定める医師による作成が必要です。  
事前に医院等にご確認ください。

※受診や医師意見書の作成に係る経費は、自己負担です。



## 3 「補聴器の見積書」の準備

補聴器の販売店に購入する補聴器の見積書を作成してもらいます。

※②で作成した「医師意見書」を持参の上、実際に購入を予定する販売店で作成してもらってください。  
様式の指定はありません。

## 4 書類の提出

以下の書類をそろえ、上記窓口を持参してください。

- 「助成申請書」
- ②で作成した「医師意見書」（作成(診断)日から3か月以内のもの）
- ③で作成した「補聴器の見積書」

※郵送で「長寿はつらつ課（〒940-0084 長岡市幸町2-1-1）」にお送りいただいても構いません。



## 5 「通知書」と「助成券」が届く

審査後、市から以下の書類が届きます。

- 「長岡市難聴者補聴器購入費助成決定通知書」
- 「長岡市難聴者補聴器購入費助成券」（以下、助成券）  
（却下の場合は却下決定通知書が届きます。）



## 6 補聴器の購入

見積書を作成した販売店に「助成券」を提出し、補聴器を購入してください。

- 助成額との差額分をお支払いください。

※速やか(概ね1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日)に購入してください。